



# 英国のEU離脱移行期間終了に向けた 企業活動の留意点

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部欧州ロシアCIS課長 田中 晋

2020年11月26日

# 本日の講演内容

1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味
2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題
3. 英国国内市場法に関する論点
4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点
5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念
6. 英国・EU間の将来協定の交渉状況

# 本日の講演内容

- 1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味**
2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題
3. 英国国内市場法に関する論点
4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点
5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念
6. 英国・EU間の将来協定の交渉状況

# 1 | 英国のEU離脱後の移行期間-4つの移動の自由が保障

- 英国のEU離脱後も、移行期間中はヒト、モノ、サービス、資本の4つの移動の自由が保障

英国は2020年1月31日にEUを離脱したが、  
移行期間中（2020年12月31日まで）はEU単一市場に残留



EU離脱の移行期間終了後



(出所) 欧州委員会、英国政府

# 1 | 移行期間が終了すると-英国はEU単一市場の域外へ



## EU離脱の移行期間終了前

国境間での移動の自由  
加盟国であればどこでも就業可能

## EU離脱の移行期間終了後

国境間での移動に制限  
就業にビザが必要



英EU間でモノの移動は自由  
関税、VATなし  
製品規格が英EUで統一

通関手続きが発生  
関税、輸入VATの支払いが必要  
製品規格が英EU間で異なる



加盟国であればどこでも  
サービス提供可能

資格を必要とする  
サービス提供が制限される可能性



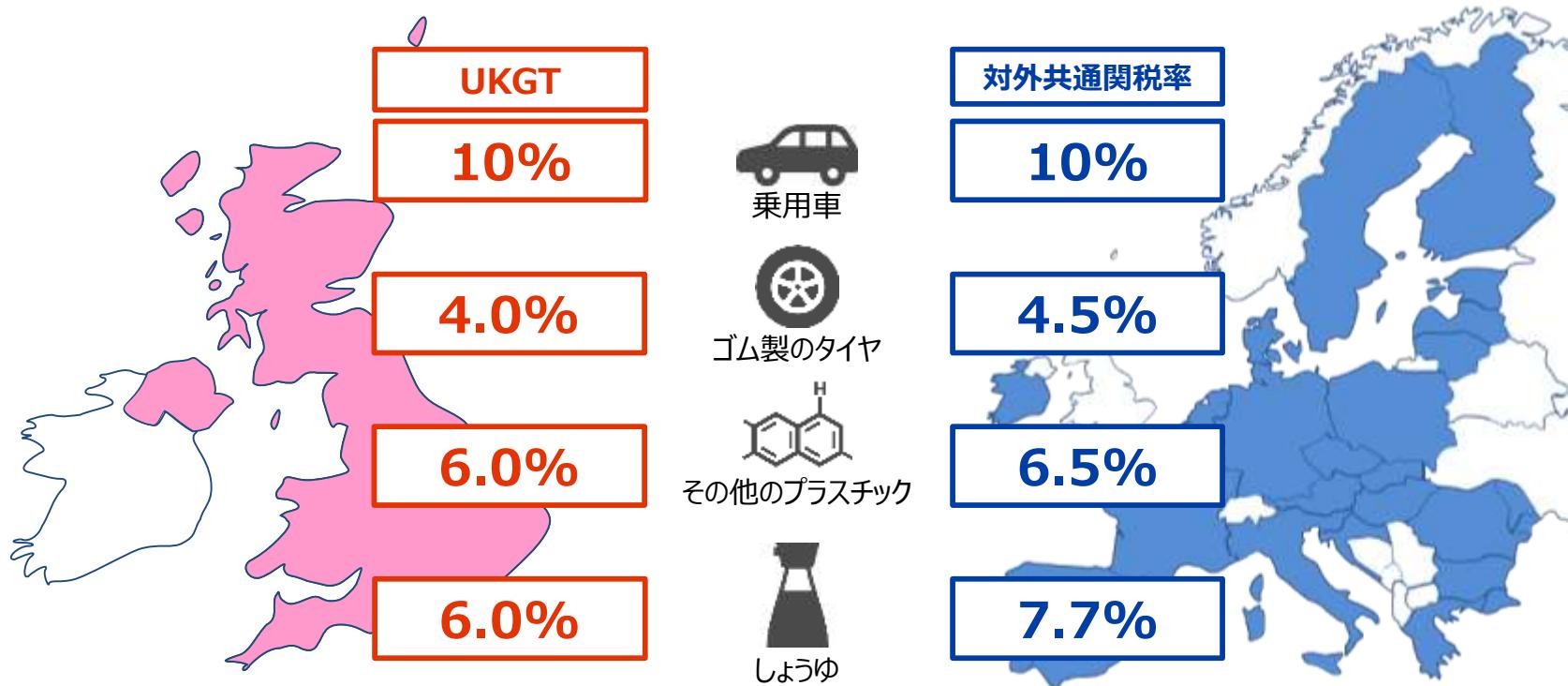
域内での資本移動は自由

英・EU加盟国間の支払いにつき追加的費用が発生する可能性

# 1 | 移行期間が終了すると-英國はEU単一市場の域外へ

- 英国・EUは将来関係を交渉中、FTA含む将来協定が締結されるかが焦点に
- 締結されると、関税が削減・撤廃、割当も発生しない可能性

FTAが締結されないと、WTO協定税率による関税支払いが必要に



(出所) 欧州委員会、英国政府

# 本日の講演内容

1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味
- 2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題**
3. 英国国内市場法に関する論点
4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点
5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念
6. 英国・EU間の将来協定の交渉状況

## 2 | 離脱協定のポイント

- 英国は**2020年1月末**にEU離脱協定の下で離脱を実現。
- EU離脱協定では、
  - ①英国はEUに、EUは英國に居住する市民の権利保障
  - ②英國の対EU債務の履行
  - ③アイルランド・北アイルランドの物理的な国境回避の主要3論点に関する合意内容を網羅
- 2020年末までは移行期間として、  
**英國におけるEU法の適用に変化なし**
- 離脱協定を実行に移すため**英國・EU合同委員会**を組織、  
アイルランド/北アイルランド議定書（以下、北アイルランド議定書）  
の取り決めは特別委員会で協議

## 2 | 離脱協定概要①

- 英国がEUから離脱する際の関係を規定
- 秩序あるEU離脱を保証し、EU法が英国に適用されなくなった場合の法的確実性を確保するもの

### 構成

離脱協定内容	
第1編	共通規定
第2編	市民の権利
第3編	離脱規定
第4編	移行期間
第5編	財政規定
第6編	機関的・最終規定
付隨書（プロトコル）	
・アイルランド/北アイルランド	
・キプロス英國主権基地領域	
・ジブラルタル	

### 離脱協定発効までのスケジュール



## 2 | 離脱協定概要②

### ■市民の権利

- ・移行期間終了までに合法的に英国に居住するEU市民、EUに居住する英國市民はその後も滞在可。
- ・**5年間居住すると、永住権。家族も同様に保護。**
- ・英國では、EU市民は新たな居住ステータスを取得する必要。  
EU加盟国は、英國市民に居住ステータスの取得を求めるかの選択が可能。  
同ステータス申請手続きは簡素で、無料もしくは同様の申請手続きの手数料を上回らない。
- ・**EU市民が英國で、英國市民がEUで移行期間終了までに承認された専門資格は、移行期間後も承認。**
- ・英國居住のEU市民は移行期間終了後も、離脱協定の下、条件を満たせば、これまで同様の労働、学習、社会保障アクセスの権利を有する。

### ■移行期間

- ・移行期間は2020年12月末まで。  
一度のみ最大1年もしくは2年の延長が可能（英國・EU間で2020年6月末までに合意・決定することが条件）。
- ・英國は複数のEU機構・機関の会合に参加可能。
- ・英國は移行期間中、第3国との協定の交渉、署名、批准が可能。  
EUの承認がない限り、協定の発効もしくは暫定適用は移行期間終了後。
- ・移行期間中は、水域へのアクセス、漁獲割当は2020年まで現行通り。  
英國は独立海洋国家として2020年以降、毎年翌年の漁業協定について交渉。

### ■財政規定

- ・英國がEUに支払う清算金は、350億～390億ポンドと試算。確定金額は、今後の状況変化に左右。
- ・**英國は2019年及び2020年はこれまで通り拠出金を支払い、割戻金を受領。**

## 2 | 離脱協定 アイルランド/北アイルランド議定書

- 離脱協定の議定書で、アイルランド/北アイルランドに関する取り決めについて規定
- 2018年11月25日の合意案は英国議会で受け入れられず、2019年10月17日の修正案で合意

### 適用条件・期間

- 移行期間終了後、直ちに自動的に適用。
- 北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用（新たな方策に置き換えることも可能）。

### 関税

- EUと英国は別の関税領域。北アイルランドは英国の関税領域に残留。
- 南北アイルランド間の通関手続きを回避するため、北アイルランドはEU関税法典（UCC）に従う。
- 通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。免除対象品目は英EUから成る合同委員会が決定。

### 規制

- 工業製品、農産食品等については、北アイルランドのみEU規制を適用。
- 北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。
- 英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に最大限努力（検査の最小化・効率化等）。

### VAT・ 物品税

- 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。
- 徴収を含め、運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。
- 代替手段として北アイルランドの同税をアイルランドで適用されるものに合わせ免税・減税することも可。

### 公正な競争条件 (LPPF)

- 北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合。  
(環境、労働、競争法等に関する規制はEU規制との整合性を問わない)

### 北アイルランドの同意

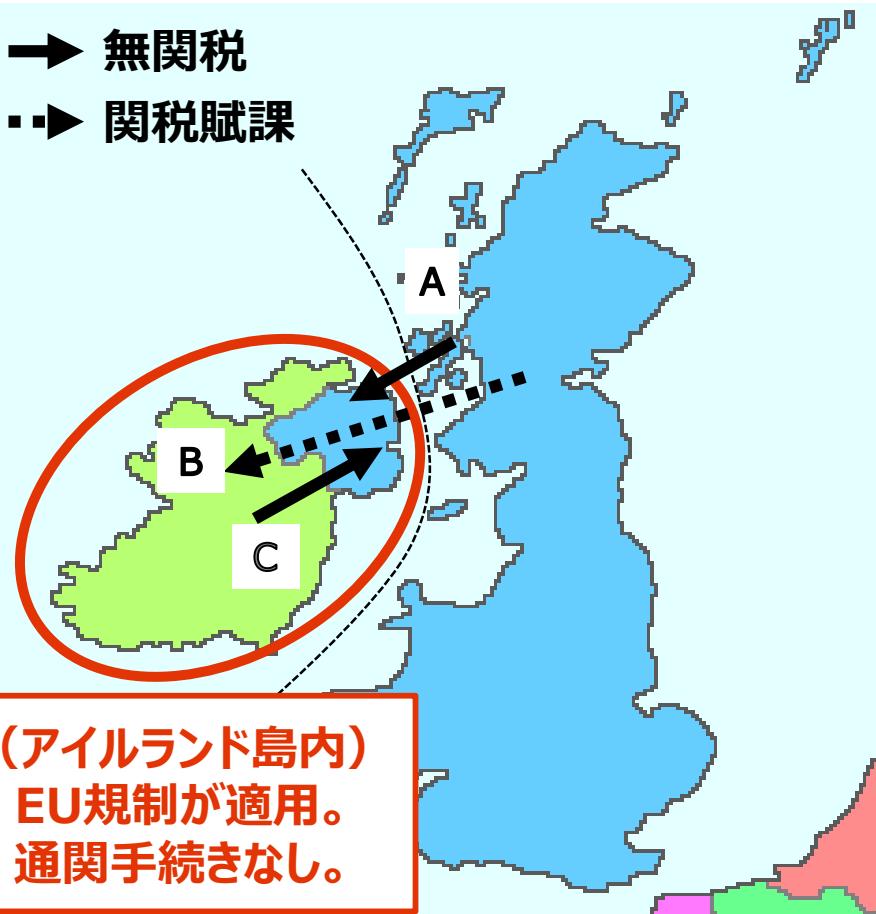
- 移行期間終了から4年の当初期間とその後の継続期間が終了する前の2カ月以内に、北アイルランドに民主的同意の機会を提供。
- 議会が適用継続を支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。  
この期間中に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。
- 議会支持の条件は3パターン。
  - ①全体の過半数、②全体の過半数且つ英國派・アイルランド派両派の過半数、
  - ③全体の60%以上且つ各派で40%以上が賛成の「加重過半数」が条件。
- 移行期間終了後の適用期間は4年間。以降は、上記①の場合は4年間、②、③の場合は8年間。

## 2 | 英国・北アイルランド・EU間の関税適用

- EUと英国は別の関税領域。北アイルランドは英国の関税領域。
- 北アイルランドにはEU規制を適用。
- 通関手続きは北アイルランド、グレート・ブリテン島間で英当局が実施。  
アイルランド、北アイルランド間で通関手続きは発生しない。
- 北アイルランド議会の支持が続く限り恒久的に適用。

→ 無関税

···→ 関税賦課



例

**英國→北アイルランド**

A (EUに輸送される恐れがない場合)

→**無関税**

B (EUに輸送される恐れがある場合)

→**EU関税賦課**

**EU→北アイルランド**

C **無関税**

## 2 | 北アイルランドとのモノの移動

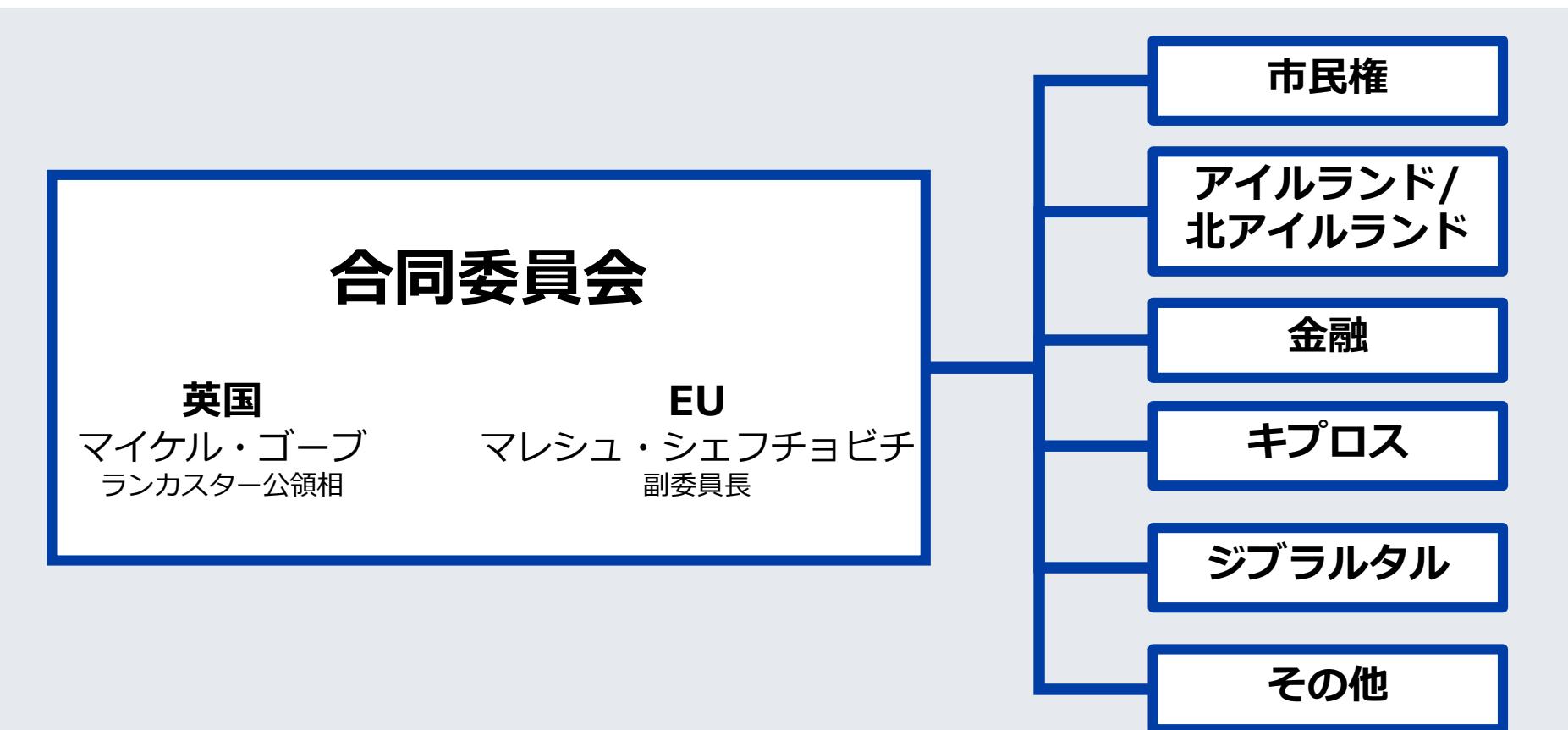
- 北アイルランドは英国の関税規則に準拠する
- 他方、物品貿易においては北アイルランドのみEU規則を適用し、実質的にEUの単一市場に残留
- 北アイルランド企業は英国およびEU単一市場において、継続して自由な取引が可能に

項目	内容
北アイルランド →グレートブリテン島	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>既存の手続きを踏襲。※在北アイルランド企業のみ</b> (GBに本社を置き、NIで事業を展開する企業も含む) →輸入申告や通関検査、新たな規制・適合検査等は不要（注）。</li> <li>• 【英國規則に従って製造された商品】→UKCAマークの貼付が必要。</li> <li>• 【EU規則に従って製造された特定の商品】引き続きCEマークを使用。 ※英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、UK（NI）マークを使用。</li> </ul>
グレートブリテン島 →北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英国の関税規則を採用するも、物品貿易においては、北アイルランドは実質EU単一市場に残留。</li> <li>• 輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要に。</li> <li>• <b>北アイルランドはVATおよび物品税制度は、英国の制度が適用。</b></li> <li>• トレーダーサポートサービス（TSS）が開始。※輸入申告等を代行する無料サービス。</li> <li>• 共通トランジット手続き協定に基づくモノの移動が可能（税関手続きは最終目的地で実施）。</li> <li>• 衛生植物検疫（SPS）措置の導入。 →指定地点からの持ち込み、および事前通知、輸出衛生証明書（EHC）、植物検疫証明書などが必要。</li> <li>• 工業製品に関しては、上市に関連するEUのすべてのルールに準拠。 →製品がEU規則の基準に適合していると承認されている場合、継続して製造が可能。 また、北アイルランド企業は、EUおよび英国の双方での製品の上市が可能。</li> <li>• EU規制下で輸入事業者、販売事業者、認定代理人が必要な製品の場合、これらの主体（事業者）は北アイルランド、EEAのいずれかに所在する必要。製品には輸入者または認定代理人の連絡先等を表示。</li> <li>• <b>北アイルランド市場ではUKCAマークのみの使用は不可→CEマーク、もしくはUK（NI）マークの使用が必要。</b></li> <li>• 年間1トン以上の化学品を北アイルランドに輸出する企業は、北アイルランドまたはEUの輸入者がEU REACHに登録しているか、北アイルランドまたはEUで唯一の代理人を指名する必要。</li> </ul>
北アイルランド↔EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の手続きを踏襲→税関チェックや関税、割り当て、原産地規則のチェック等も不要。</li> <li>• <b>引き続きCEマークを使用</b></li> </ul>
北アイルランド↔第三国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英国が交わしたFTA締結内容に準ずる。※EUに輸出される恐れがあり、EUと英国で関税率が異なる場合を除く。</li> <li>• <b>北アイルランドでは、X EORI番号の取得が必要</b>（取得には既にGB EORI番号を保持していることが必要）</li> </ul>

(注) 英・EU合同委員会による双方の合意が必要  
(出所) 英国政府

## 2 | 英国・EU合同委員会

- EU離脱協定を実行に移すため、英国とEUは合同委員会を組織
- 合同委員会は英国、EUの代表者からなる6つの特別委員会を監督  
北アイルランド議定書の取り決めは、北アイルランド特別委員会で協議
- 双方の合意に基づき、離脱協定に関する決定や勧告を行うことが可能



# 本日の講演内容

1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味
2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題
- 3. 英国国内市场法に関する論点**
4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点
5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念
6. 英国・EU間の将来協定の交渉状況

### 3 | 英国国内市場案に関するポイント

- アイルランド/北アイルランド議定書：北アイルランドの特別な位置づけを規定。
- 英国政府は9月9日、北アイルランドとグレートブリテン島含む英国内の取引で障害発生の防止を目的とした**英國国内市場法**を議会に提出。
- EU側はアイルランド/北アイルランド議定書に反するとして抗議。9月末までに違反する条項を修正するよう要請するも、法案は英国議会下院を通過。しかし英國上院で**違反部分の削除**を可決。下院での再審議に。
- EU側は離脱協定に反するとして10月1日、**法的手続きを開始**。

### 3 「英国国内市場法」に関する論点①

- 英国政府は9月9日、下院に「英國国内市場法」を提出
- 目的：移行期間終了後、英国内の取引で障害が発生することを防ぐ
- 内容：財・サービス貿易に影響を与える、市場アクセス、援助に関する原則を規定
- EU側は法案が離脱協定と国際法に違反しているとして批判

**議定書：北アイルランドにEUの規制が適用**

国内市場法：搬出手続き(EU側の要件)や国家補助に関する規制の修正・適用可否の判断権限を英国の大臣に付与  
=離脱協定、国際法違反か

→下院で一部修正：権限の行使には**下院の採決が必要**

→上院委員会段階で**違反する条項の削除**を可決



シェフチョビチ副委員長  
©European Commission

- 同議定書第5条（通関手続き）と第10条（国家補助）に明白に違反するだけでなく、離脱協定本文の第4条（協定の実施方法）と第5条（信義誠実原則）にも違反
- 英国政府に対し違反箇所を同法案から速やかに、遅くとも月末までに撤廃するよう要求

- 同法は、EUによる同議定書の意図せぬ利用に対し、英国を守るためのもの
- EUと合意することができれば、同法で大臣に付与した権限を行使するつもりはない
- 同法の成立自体がそれらの権限を行使することにはならない



### 3 「英国国内市场法」に関する論点②

- アイルランド島市場の一体性を規定するアイルランド/北アイルランド議定書と  
英国市場の一体性を規定する国内市场法が対立

**アイルランド/  
北アイルランド  
議定書**  
**北アイルランドに  
EU規制が適用**  
・搬出手続き  
・国家補助金

**国内市场法**  
**EU規制  
(搬出手手続き、  
国家補助金)の  
適用判断・  
修正権限を  
英國の大臣に**



(出所) 英国政府、欧州委員会

### 3 「英国国内市場法」に関する論点③

- 英国国内市場法は9月29日に英国下院を通過
- 欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は**10月1日、英國に対して法的措置を開始と発表**

- 英国はEUの要求に反し、9月末までに「英國国内市場法」の論争的な条項を取り下げず  
英國政府に違反手続きの第1段階として正式な通告書を10月1日に送付、  
**1ヶ月以内の見解報告を要請**
- 欧州委は引き続き、**離脱協定の完全かつタイムリーな履行に取り組む**



©European Commission

### 3 | EUの義務不履行手続き

- EUは10月1日に義務不履行手続きを開始。



### 3 「英国国内市场法」に関する英国議会での審議日程

- 第1読会：形式的な段階、法案の内容は審議されない。
- 第2読会：法律案の主な方針を審議。条文の修正は不可。
- 委員会段階：委員会で条文ごとの検討を実施。委員長が選択した修正案に關し表決。
- 報告段階：全会で修正案を議論。
- 第3読会：法案の内容について議論。法案を承認するかを表決。

#### 英国国内市场法に関する議会での審議日程



# 本日の講演内容

1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味
2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題
3. 英国国内市場法に関する論点
- 4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点**
5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念
6. 英国・EU間の将来協定の交渉状況

## 4 | 移行期間終了に向けた留意点のポイント

- 移行期間終了時、英国の法体系に組み込まれているEU法は英國法に置き換え
- ただし置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先 = **英國独自の規制の導入**
- 移行期間中、英國は各種規制のガイダンスを順次発表  
今後も隨時更新される予定

(参考) 現在までに発表されている主なガイダンス

- 関税
- 移民制度
- 製品規格
- 個人データ

など

## 4 | 2018年EU（離脱）法〔2020年EU（離脱協定）法で改正〕

- EU離脱における確実性、継続性、コントロールを最大限にするための英国の法律。

### ■ 1972年欧州共同体法の廃止

- EU法の英国内での効力やEU法の英國法に対する優先、EU司法裁判所(CJEU)の判断への従属などを規定する同法の効力を移行期間終了時に廃止

### ■ EU法の英國法への置き換え

- 移行期間終了時に英國の法体系に直接組み込まれているEU法（規則等）をそのまま英國法に置き換える**
- EU指令などを根拠に立法されている英國法の効力を維持
- CJEUの判例の効力の継続
- 置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先**

EU規則  
約11,000

EU指令に基づく国内法  
約7,900

### ■ 移行期間中、EUの第二次立法権を（英國）政府に付与

- EUとの交渉結果の反映を含む第二次立法権を政府（閣僚）に付与

必要となる二次立法  
約800～1,000



(出所) 英国政府

# 4 | 移行期間終了後の英国の輸入関税率

## 英国WTO協定税率及びグローバル・タリフ

- 2018年7月に英国政府がWTO事務局に対して、英国の関税率・関税割当取決めスケジュールを提出。同年10月末、政府は複数のWTO加盟国が承認を保留したため、個別に交渉する旨公表。
- **2020年5月に英国独自の関税率UKグローバル・タリフを公表。6,000のタリフラインを合理化・簡素化。**国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も現行の10%を継続。

### ①関税率の簡素化

現行関税率	切り捨て	例（現行→簡素化後）
2%未満	撤廃	1.9%→0%
2%以上 20%未満	2%刻み	19.2%→18.0%
20%以上 50%未満	5%刻み	48%→45%
50%以上	10%刻み	68%→60%

### ②原材料・半製品の関税撤廃

英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税の撤廃。

### ③国内生産が少ない物品の関税撤廃

英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は関税の撤廃。

### ④グリーン化に貢献する物品の関税撤廃

「グリーン財」や、英国のクリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。

適用期間	英国のEU離脱後に適用
対象	全世界
特恵関税	英国とのFTA締結国、一般関税特恵制度（GSP）対象国にはそれぞれの特恵関税率を適用
参考URL	<u>(概要)</u> <a href="https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/mark_24jul18_e.htm">https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/mark_24jul18_e.htm</a> <a href="https://www.gov.uk/government/publications/uk-goods-and-services-schedules-at-the-wto">https://www.gov.uk/government/publications/uk-goods-and-services-schedules-at-the-wto</a> <a href="https://www.gov.uk/government/news/government-announces-uk-global-tariff_(関税率)">https://www.gov.uk/government/news/government-announces-uk-global-tariff (関税率)</a> <a href="https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf">https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf</a> <a href="https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021">https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021</a>

## 4 | 英国側の輸入にかかる通関手続き

- 移行期間終了後は英国においてEUからの輸入に通関手続きが発生。

主な変更点

- EORI番号 :

### 英国はEUから独立したEORI番号制度を導入

英国外と輸出入取引を行う英國の事業者はGBで始まるEORI番号の取得が必要

- 関税 :

英國独自の関税率「UKグローバルタリフ」が適用。FTAが締結される場合は同特恵税率利用の可能性

- 税関申告 :

2021年1月1日以降はEUからの輸入にも税関申告が必要に

ただし、**2021年6月30日までは最長6ヶ月間申告を延期することができる場合も**

税関申告延期措置の概要

- 輸入日から6ヶ月以内に補足申告を提出
- **関税は補足申告提出まで猶予。**
- 輸入VATは
  - ①VAT登録がある事業者:通常のVAT申告に組み入れ
  - ②登録がない事業者:補足申告提出までに支払い
- **電子搬入略式申告は全品目で6ヶ月間不要**

※動物性製品と植物の輸入については事前通知、衛生関連書類の提出が必要

(出所) 英国政府

## 4 | 英国側の輸入にかかる通関手続き

- 英国政府は輸入管理を2021年1月1日～7月1日で段階的に導入

手続き	適用開始日
税関申告	2021年1月1日 2021年1月1日～6月30日の間に行なった輸入について、簡易申告手続きを行なった際に事後に行なう、通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告の提出を輸入後最長6ヶ月遅らせることが可能
輸入関税：	2021年1月1日 税関申告を延期する輸入者は、関税支払いを補足申告提出時まで 繰延する事が可能
輸入VAT：	2021年1月1日 VAT繰延会計を使用してVAT支払いを延期する選択肢も
電子搬入略式申告 (Entry Summary Declaration) :	2021年7月1日 -

(出所) 英国政府

## 4 | UKCAマーク

- 2021年1月1日以降、CEマークにかわる基準適合マーク「UKCAマーク」を導入

### 概要

- 現行のCEマークの対象製品の大半がUKCAマークでも対象
- 技術的要件（必須要求事項）、適合性評価のプロセス・規格の大部分はCEマークと同様
- 一部例外を除き2021年12月31日までは、CEマークのみでも英国に上市可能
- マークは製品自体もしくは容器包装に表示。例外的に説明書や添付文書に許可されるケースも
- 適合宣言に必要な情報は、「EU適合宣言」とほぼ同様
- EU拠点の認定代理人は、2021年1月以降英国では認められなくなる
- 北アイルランドでは、CEマークあるいはUK (NI) マークのいずれかが必要



(出所) 英国政府

## 4 | UKCAマーク

- 上市する市場によって貼付すべきマークが異なる

上市する市場	条件など	貼付が認められるマークまたはその組み合わせ(注1)
グレートブリテン（GB）	2021年12月31日までに上市される製品	UKCAマークまたはCEマーク
	2022年1月1日から上市される製品	UKCAマーク
	自由なアクセスの下に (北アイルランドから) 上市される対象のNI製品（注2）	CEマーク、またはUK（NI）マーク
北アイルランド（NI）	英国内の適合性評価機関を使用	UK（NI）マーク
	EUの適合性評価機関を使用	CEマーク
EU	-	CEマーク

(注1) 一部複数のマークが貼付された状態でも上市が認められるケースがある

(例) EU市場 : CEマーク+UKCAマーク。ただし、同市場においてUKNIマークは認められない。

(注2) 北アイルランド製品の英国市場での自由なアクセスを保持すべく、対象製品の定義を制定中

(出所) 英国政府

## 4 | UK REACH

- 2021年1月1日以降、EU REACHにかわるUK REACHを導入

### 概要

- 2021年1月1日以降は**EU REACHから独立した規制としてUK REACHが導入される**
- 製造者と輸入者は英國市場に流通する化学品を**英國安全衛生庁(HSE) に登録する義務**
- 英国拠点企業がEU REACHに保有する登録：  
**2021年4月末までにHSEに基本的な情報を提供すれば法的認知が継続**
- EEA拠点企業がEU REACHに保有する登録：  
EEA域内のサプライヤーから化学物質を輸入している英國の川下ユーザーは2021年10月27日までに「川下ユーザーによる輸入通知（DUIN）」を用いてHSEに通知
- **いずれのケースも2021年10月28日以降、トン数に応じて定められた期間内に新登録が必要**
- EUのREACH ITに代わるシステムとして**Comply with UK REACHを導入予定**
- **北アイルランドでは、引き続きEU REACHが適用**

登録期限	トン数（年間）	有害特性のある物質の例外規定
2021年10月28日（★）から2年間	1,000トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発がん性、変異原性、生殖毒性を持つ物質（CMR）：年間1トン以上。</li> <li>・水生生物に対し非常に強い毒性（急性・慢性）を持つ物質：年間100トン以上</li> <li>・高懸念物質の候補リストに挙げられた物質（2020年12月31日時点）</li> </ul>
★から4年間	100トン	・高懸念物質の候補リストに挙げられた物質（2023年10月27日時点）
★から6年間	1トン	-

## 4 | EU REACH (参考)

- 移行期間終了後は、英国はEEA域外の第3国と同等の扱いに

### 概要

- 英国からEEA市場に化学品を輸出する際にはEU REACHの規定に従う必要
- 英国拠点企業がEU REACH登録者となっている場合：  
継続してEEAに輸出する条件は以下のいずれか
  - ① EEAを拠点とする事業者に登録を移管
  - ② EEAを拠点とする輸入者が登録者となるようにする
- 英国拠点企業が、EEA域外企業の唯一の代理人（OR）となっている場合：  
EEA域外企業が継続してEEAに輸出するには以下のような対応が必要
  - ① 英国拠点企業が拠点をEEA域内に移転
  - ② EEA域外の製造者がEEA域内に新たなORを指名
- 英国拠点企業が認可保有者の場合：  
認可対象物質の上市と使用には欧州委員会の認可が必要  
この認可を英国拠点企業が保有している場合、移行期間終了後は無効  
EEA拠点の川下ユーザーでこれらの認可に依拠している場合は、以下のような対応が必要
  - ① EEA域内で有効な認可を保有するサプライヤーを見つけて切り替え
  - ② 自ら新たに認可申請を行う

## 4 | 英国版GDPR

- 英国政府は2020年10月2日、英国版一般データ保護規則（GDPR）に関するガイダンスを発表。

### 概要

- 英国は、EUのGDPRの保護水準を維持し、英国版GDPRとして英国法に導入
- 欧州経済領域（EEA）、EUの十分性認定対象国へのデータ移転はこれまで通り可能
- EUによる英国の十分性認定に関する評価は**進行中**
- **日英間では円滑な個人データの移転を確保（日EU間からの継続に既に合意）**
- EEA内に拠点を有する在英企業：英国、EU双方のGDPRに遵守
- EEA内に拠点がない在英企業：域内の個人データを扱う場合、EUのGDPRに基づき、EEA内における代理人の設置が必要となる可能性

EUの十分性認定を受けている国・地域

アンドラ	アルゼンチン	カナダ（民間企業のみ）
フェロー諸島（デンマーク領）	ガーンジー（英國領）	イスラエル
マン島（英國領）	日本	ジャージー（英國領）
ニュージーランド	スイス	ウルグアイ

## 4 | 英国の貿易協定の進捗状況（11月23日時点）

- 英国は、EUのFTA/EPA相手国と継承交渉中

概要	英国はEUが締結しているFTA/EPA及び相互承認協定（MRA）につき各国・地域と交渉中									
<b>FTA、EPA、MRA</b>										
<b>&lt;FTA、EPA（署名済）&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本</li> <li>・カナダ（原則合意）</li> <li>・チリ</li> <li>・コートジボワール</li> <li>・フェロー諸島</li> <li>・ジョージア</li> <li>・アイスランド</li> <li>・ノルウェー</li> <li>・イスラエル</li> <li>・ヨルダン</li> <li>・ケニア（原則合意）</li> <li>・コソボ</li> <li>・レバノン</li> <li>・リヒテンシュタイン</li> <li>・モロッコ</li> <li>・パレスチナ自治政府</li> <li>・韓国</li> <li>・スイス</li> <li>・チュニジア</li> <li>・ウクライナ</li> <li>・アンデス共同体諸国（コロンビア、エクアドル、ペルー）</li> <li>・カリブ海地域（CARIFORUM：ジャマイカ、ドミニカ共和国など14カ国）</li> <li>・中米諸国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）</li> <li>・南東部アフリカ（ジンバブエ、マダガスカル、モーリシャス、セイシェル）</li> <li>・太平洋諸国（フィジー、パプアニューギニア）</li> <li>・南部アフリカ関税同盟（SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、エスワティニ）+モザンビーク</li> </ul>										
<b>&lt;FTA、EPA（交渉中）&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバニア</li> <li>・アルジェリア</li> <li>・ボスニア・ヘルツェゴビナ</li> <li>・カメルーン</li> <li>・エジプト</li> <li>・ガーナ</li> <li>・メキシコ</li> <li>・モルドバ</li> <li>・モンテネグロ</li> <li>・北マケドニア</li> <li>・セルビア</li> <li>・シンガポール</li> <li>・トルコ</li> <li>・ベトナム</li> <li>・東アフリカ共同体</li> </ul>										
<b>&lt;MRA&gt;</b> <p>(署名済み) 　・米国　・オーストラリア　・ニュージーランド            (貿易協定でカバー) 　・スイス　・イスラエル            (書簡を交換) 　・日本            (交渉継続中) 　・カナダ</p>										
日EU・EPA	移行期間終了後は適用なし。（日英包括経済連携協定を2020年10月23日に署名）									
参考URL	<a href="https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries">https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries</a> <a href="https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement">https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement</a>									

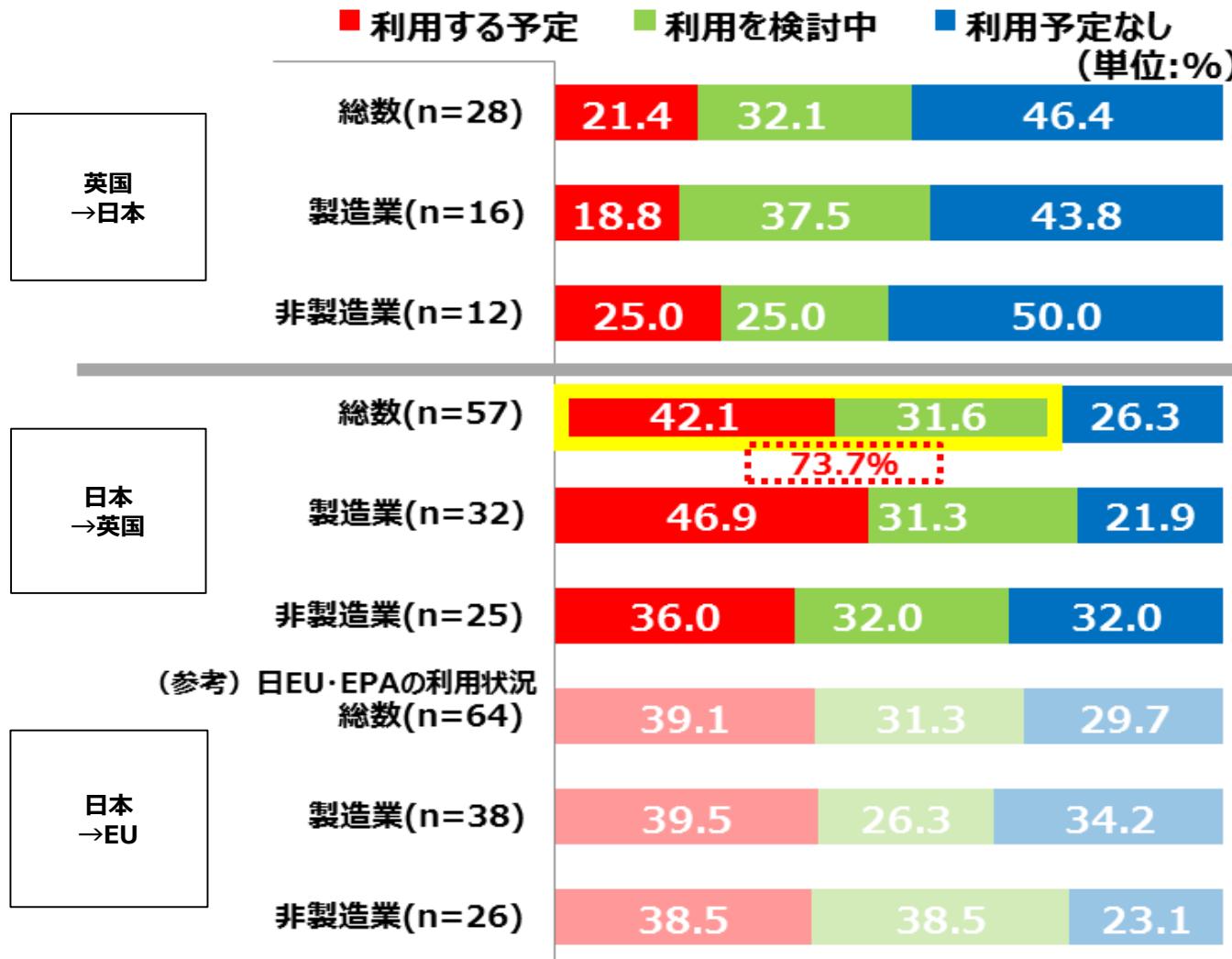
## 4 | 日英包括的経済連携協定

- 日英両政府は9月11日、経済連携協定で大筋合意。10月23日に署名

適用	2021年1月発効に向けて、日英ともに国内手続き中
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工業製品では、日英ともに品目数、貿易額で100%の関税撤廃を実現</li><li>・ 発効時から日EU・EPAと同じ削減率を適用し、撤廃期間も同EPAに合わせる「キャッチアップ」を適用</li><li>・ 原産地規則には、EU原産材料・生産工程を日英EPA上の原産材料・生産工程とみなす拡張累積を導入</li><li>・ 2021年1月1日に発効が間に合わなければ英国は日EU・EPAの適用対象外となり、発効までの間、EPAによる関税の減免が受けられなくなる</li></ul>
参考URL	<p>【概要】 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf</a> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/kokogyouhin-kanzei-ari.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/kokogyouhin-kanzei-ari.pdf</a></p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/jpuk_epa.html">https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/jpuk_epa.html</a> <a href="https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20200911.htm">https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20200911.htm</a></p> <p>【ビジネス短信】 <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/f97b8c167a8bfcccd.html">https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/f97b8c167a8bfcccd.html</a></p>

(出所) 外務省

## 4 | 日英EPAの利用の検討状況（在英日系企業）



(注) 日EU・EPAの利用状況は「利用している」、「利用を準備中」、「利用を検討中」、「利用していない」の選択肢。比較のため、「利用を準備中」と「利用を検討中」の数値を合計したものを「利用を検討中」とした。

## 4 | 新移民制度（技能労働者のビザ発給要件）

- 2020年2月19日、英国政府が移行期間終了後の新移民制度を発表

適用	2021年1月1日～						
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>英國でのビザ取得には、下表に基づき70ポイント以上取得することが必要</li> <li>EU市民（EEA、スイス含む）とそれ以外の外国人の区別を撤廃</li> </ul>						
	分類	要件	他要件による 補填可否	ポイント			
	必須要件	雇用主のオファー	不可	20			
		適切な技能レベルの職業	不可	20			
		必要水準の英語能力	不可	10			
	年収要件 (基本給)	2万480～2万3,039ポンド	職種別平均賃金の80%以上（初就労者70%以上）	可 0			
		2万3,040～2万5,599ポンド	職種別平均賃金の90%以上	可 10			
		2万5,600ポンド以上	職種別平均賃金以上	可 20			
	需給要件	移民諮問委員会（MAC）の不足職業リストにある職業					
	教育要件	職業に関連する理数系以外の博士号					
		職業に関連する理数系の博士号					
(注) 年収要件は、統一最低年収基準額または職種別平均賃金基準のいずれか高い方に準拠する必要がある。							
参考 URL	<p><b>【概要】</b>  <a href="https://www.gov.uk/guidance/new-immigration-system-what-you-need-to-know">https://www.gov.uk/guidance/new-immigration-system-what-you-need-to-know</a>  <b>【ビジネス短信】</b>  <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/e3ff820a56cc009b.html">https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/e3ff820a56cc009b.html</a> </p>						

## 4 | ジェトロの情報発信WEBのご紹介

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>  
(英国のEU離脱に関する情報のページ)

### 英国のEU離脱後のビジネス環境の変化

- ・英国のEU離脱後の英EU将来協定交渉の争点と進捗状況 (2020年11月4日更新) [PDF](#) (2.4MB)
- ・英国のEU離脱協定の概要と履行上の課題 (2020年10月14日更新) [PDF](#) (1.4MB)
- ・移行期間終了後の英国の法制度上の留意点 (2020年10月16日更新) [PDF](#) (1.9MB)

ジェトロは、移行期間終了後に、EUと取引を行う在英企業、及び英国と取引を行う日本企業が注意すべき点について報告書をまとめました。

- ・英国のEU離脱移行期間終了に向けた日本企業のビジネス上の留意点 (2020年10月)

ジェトロは、移行期間終了後の英国の法的枠組み及び制度関連情報に関する報告書を順次掲載していきます。

- ・英國の輸入にかかる通関手続き (2020年11月) [PDF](#)(453KB)
- ・UKCAマーク (2020年11月) [PDF](#)(396KB)
- ・工業化学製品（UK REACH） (2020年11月) [PDF](#)(378KB)
- ・データ保護 (2020年11月) [PDF](#)(391KB)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>  
(英国情報のページ)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>  
(日EU・EPA/日英EPA関連情報のページ)

→ [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf)  
(日EU・EPA解説書のページ)

→ <http://www.jetro.go.jp/biznews/>  
(世界のビジネスニュース：ビジネス短信)

→ <http://www.jetro.go.jp/world/>  
(ジェトロ国・地域別情報)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/euotrend.html>  
(メルマガ：ユーロトレンド配信登録) (無料)

# 本日の講演内容

1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味
2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題
3. 英国国内市場法に関する論点
4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点
- 5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念**
6. 英国・EU間の将来協定の交渉状況

## 5 | 英国のEU離脱後の移行期間中／移行期間後の事業への影響

### 移行期間中の事業への影響（業種別）

■マイナスの影響 ■影響はない ■プラスの影響 ■わからない

(単位:%)

英國 総数(n=159)

18.2 64.8 0.6 16.4

製造業(n=60)

25.0 55.0 20.0

非製造業(n=99)

14.1 70.7 1.0 14.1

EU 総数(n=743)

15.1 64.6 2.8 17.5

製造業(n=357)

16.5 65.0 0.6 17.9

非製造業(n=386)

13.7 64.2 4.9 17.1

### 移行期間終了後の事業への影響（業種別）

■マイナスの影響 ■影響はない ■プラスの影響 ■わからない

(単位:%)

英國 総数(n=158)

40.5 21.5 1.3 36.7

製造業(n=61)

50.8 18.0 31.1

非製造業(n=97)

34.0 23.7 2.1 40.2

EU 総数(n=740)

19.6 43.2 3.4 33.8

製造業(n=356)

18.0 47.2 0.8 34.0

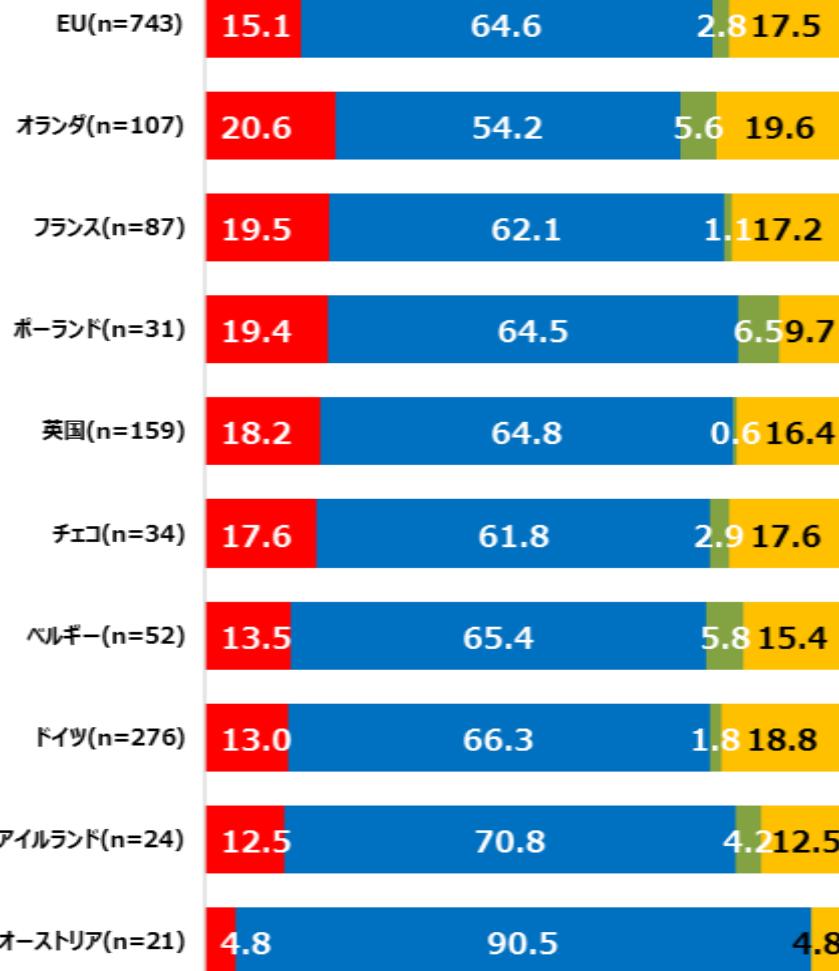
非製造業(n=384)

21.1 39.6 5.7 33.6

## 5 | 英国のEU離脱後の移行期間中／移行期間後の事業への影響

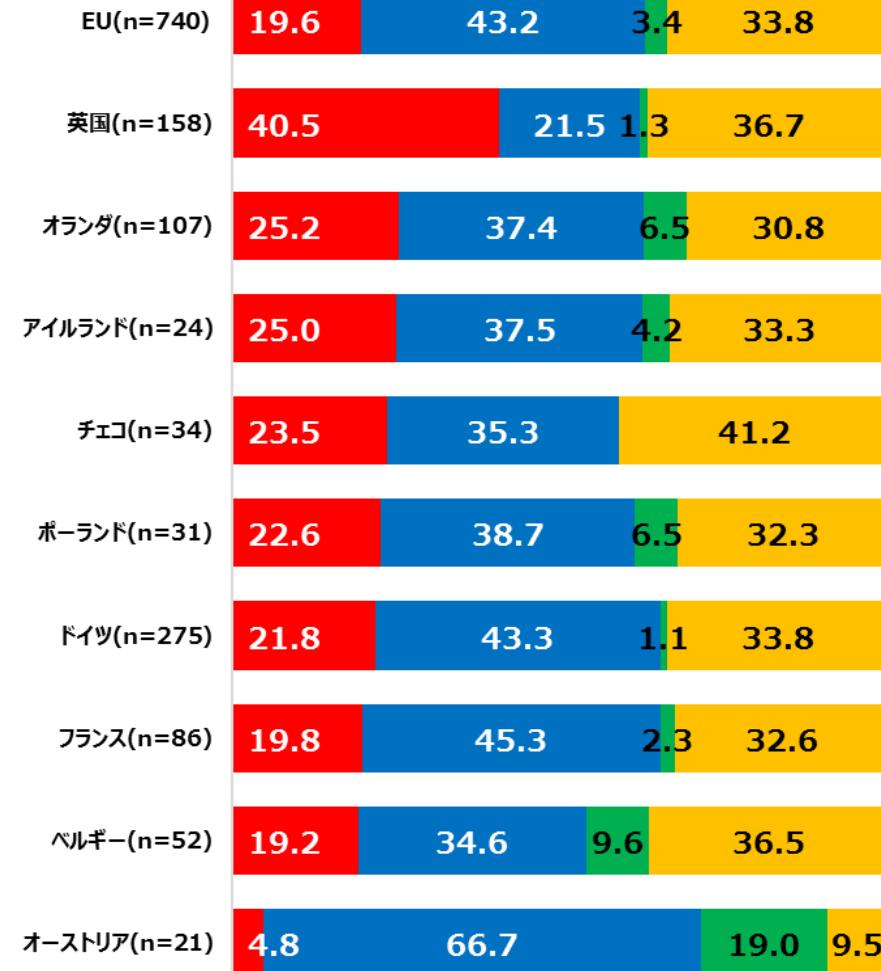
### 移行期間中の事業への影響（国別）

■マイナスの影響 ■影響はない ■プラスの影響 ■わからない  
(単位:%)



### 移行期間終了後の事業への影響（国別）

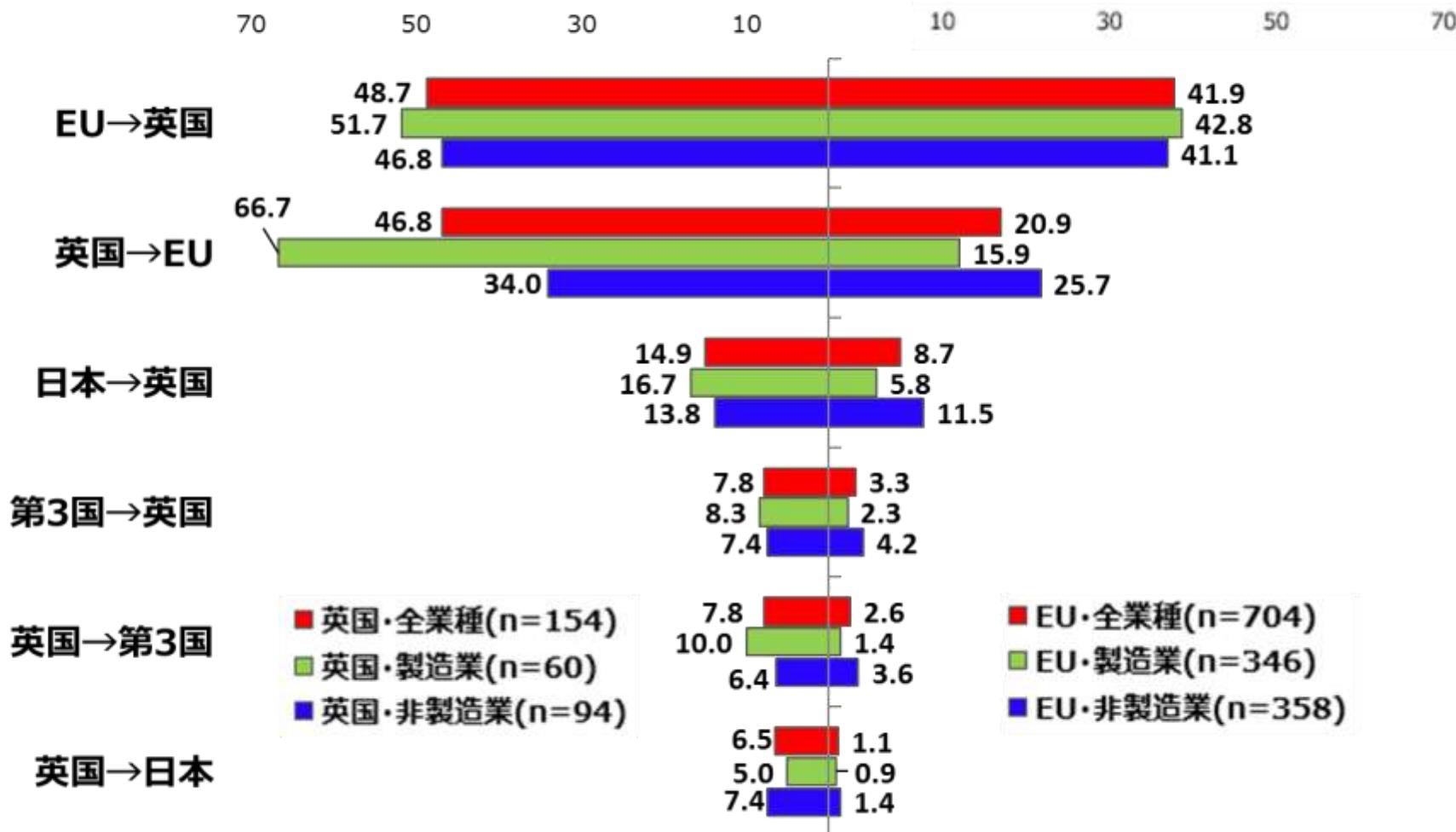
■マイナスの影響 ■影響はない ■プラスの影響 ■わからない  
(単位:%)



## 5 | 移行期間終了後の貿易上の懸念

移行期間終了後の貿易上の懸念（左:英国、右:EU）

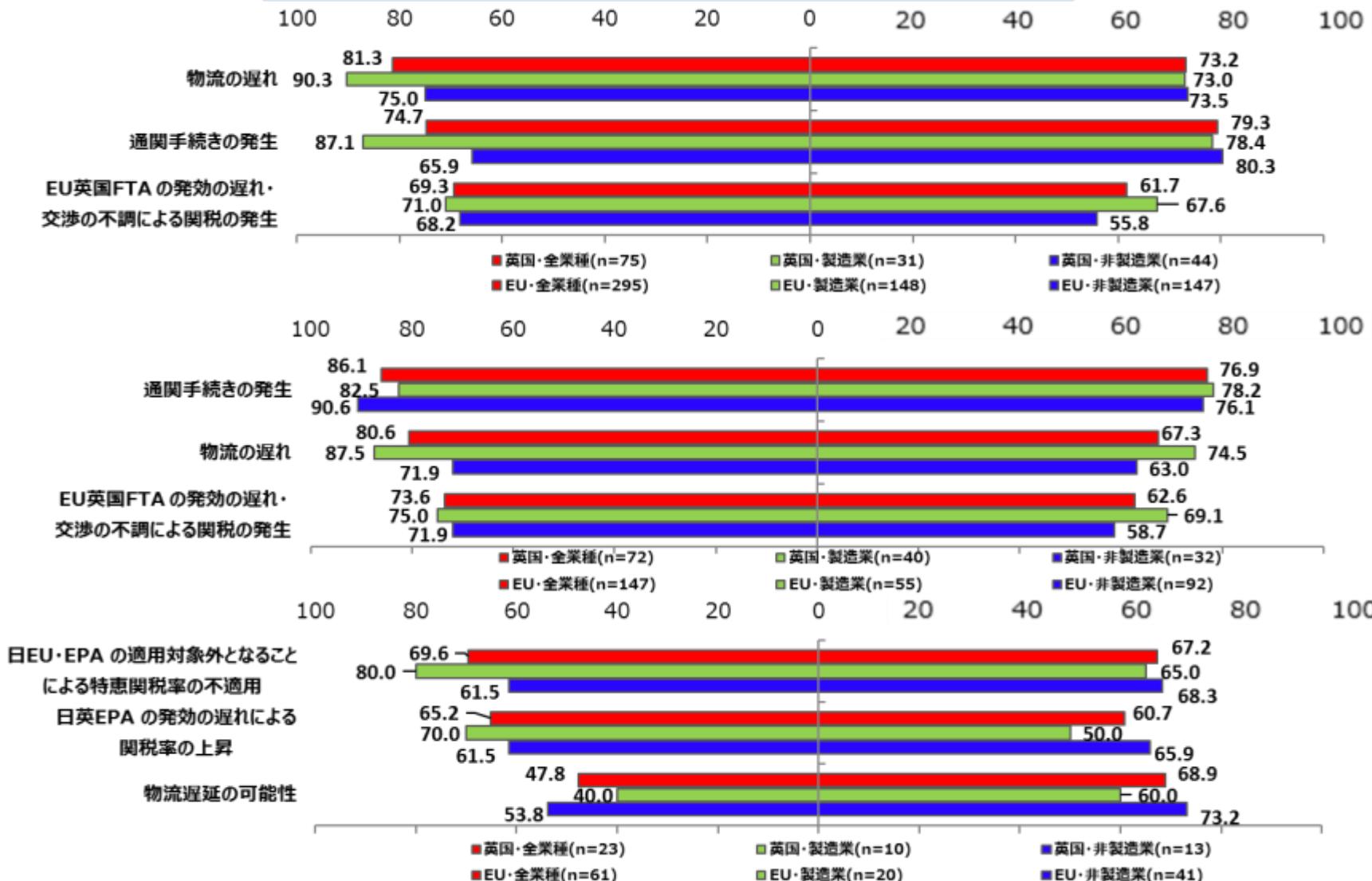
(単位 : %)



# 5 | 移行期間終了後の貿易上の懸念の理由

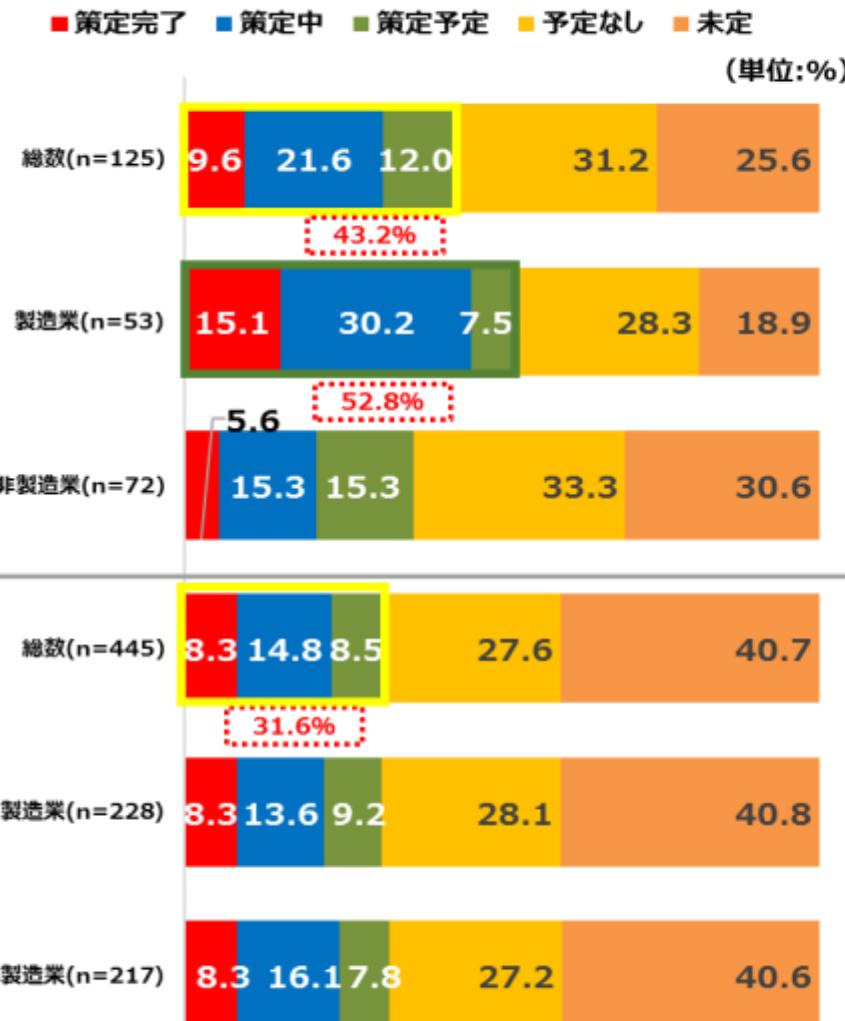
移行期間終了後の貿易上の懸念（左:英国、右:EU）

(単位:%)

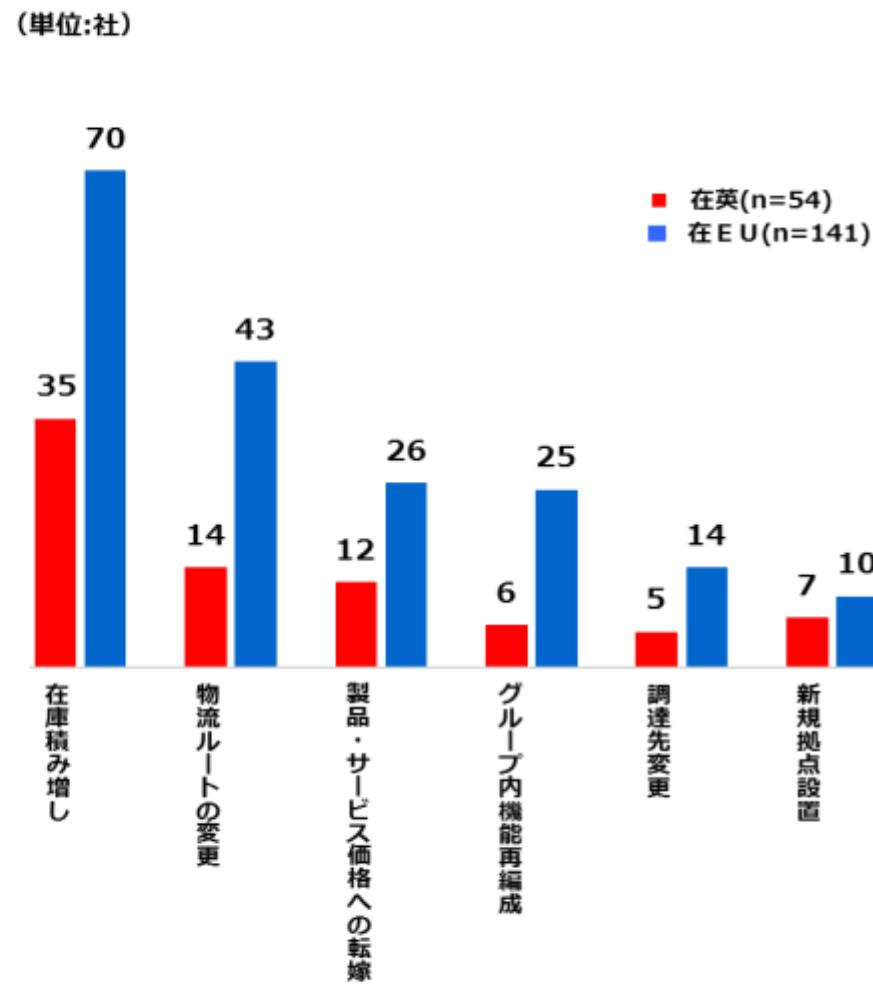


# 5 | 英国EU・FTAなき移行期間終了に備えた対応策

## 対応策の策定状況

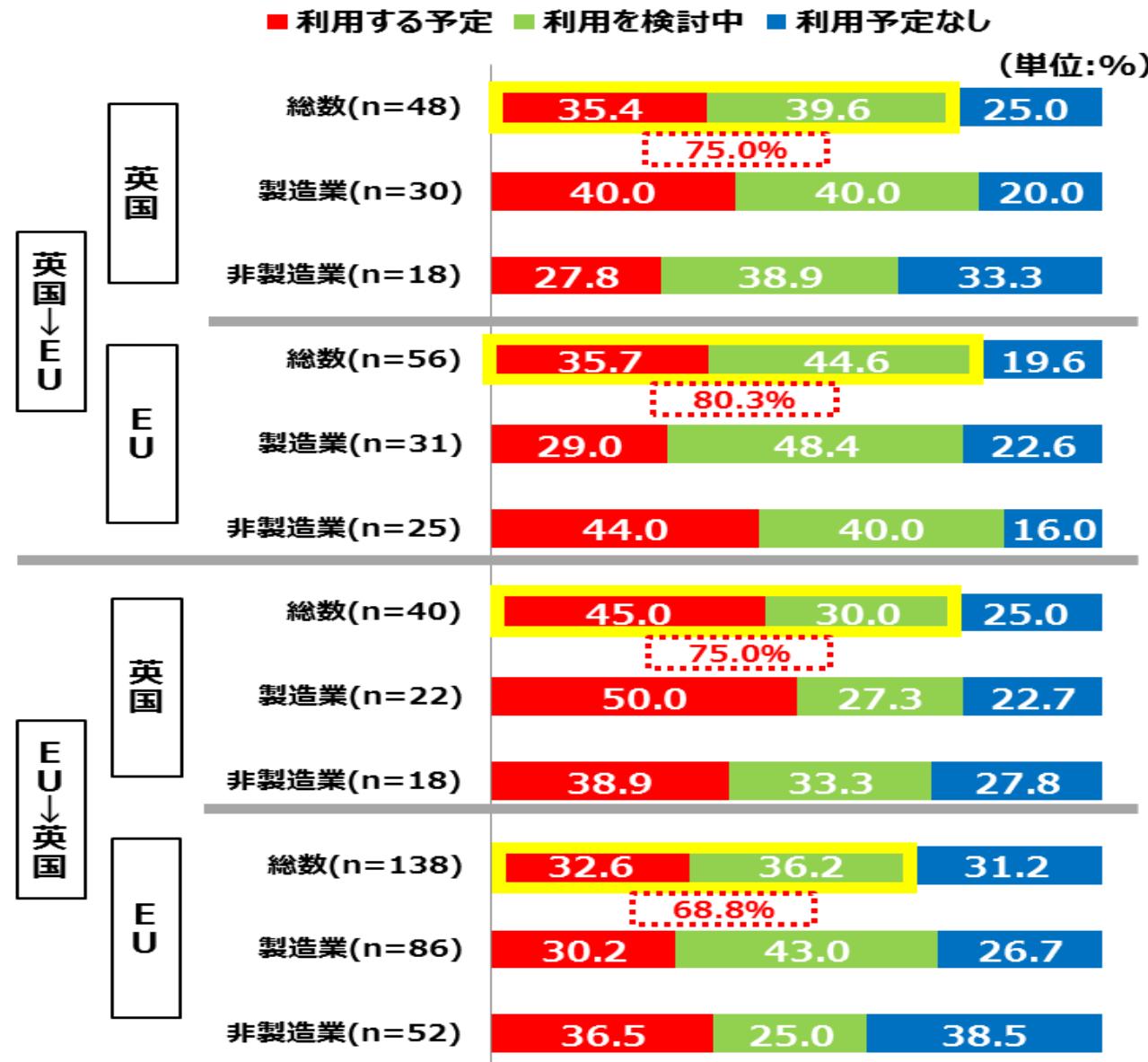


## 対応策の内訳



(注1) n数は各国・地域で策定完了・策定中・策定予定と回答した企業数  
(注2) 策定完了・策定中・策定予定を区別せずカウント

# 5 | EU英国FTA利用の検討状況



# 本日の講演内容

1. 英国のEU離脱に伴う移行期間終了の意味
2. 離脱協定概要とアイルランド/北アイルランド議定書の運用課題
3. 英国国内市場法に関する論点
4. 移行期間終了に向けたビジネス上の留意点
5. 英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響と懸念
6. **英国・EU間の将来協定の交渉状況**

## 6 | 英国・EU間の将来協定交渉状況のポイント

### ● 英国・EU間の将来関係に関する交渉状況

- 10月15日、16日の欧州理事会後、EUは**英国側の譲歩を要請**。
- ジョンソン首相はFTAなき移行期間終了への備えを促すも**交渉打ち切りは明言せず**。
- 英首席交渉官と欧州委タスクフォース代表は21日の電話協議などを経て、**協定文案に基づく交渉再開**を決定。
- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は11月7日に電話協議、**9日以降の交渉継続を確認**。

### ● 交渉のタイムライン

- **11月以降も**引き続き交渉を継続。
- 合意した場合も、EU、英国双方の批准手続きが必要。
- 年内の欧州議会本会議は11月23日～26日、12月14日～17日の2回の会期を残すのみ。

### ● 将来関係協定の21年1月発効に間に合わない場合

- 英国・EU間の貿易手続きはWTOルールに基づくものに（英國はこれをオーストラリア型と呼称）**英国・EU間で関税、数量割当**などが発生。
- サービス業では、移行期間終了後、英國・EU間で資格・免許の相互認証が認められないなどの問題が発生。

# 6 | 英国の交渉方針

- 2月3日、EUとの将来関係に関する交渉の方針を示した声明文を公表し、議会に提示
- 自由貿易協定（FTA）、漁業、域内治安協力などを提示
- 「公平な競争条件(レベルプレイングフィールド)」でEUとは隔たり

分野	将来協定で規定することを目指す内容
物品貿易に関する内国民待遇と市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○英EU間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。</li> <li>○両者間の貿易を最大限拡大するため、適切で先進的な原産地規則を導入。</li> </ul>
貿易救済措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○透明性のある適切な措置により、輸入急増や不公正な貿易慣行による損害から英国産業を保護。</li> </ul>
貿易の技術的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」を基盤に、技術規制、規格、適合性評価手続き、市場検査に関する取決めを導入。</li> </ul>
衛生植物検疫措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○英国は独自の衛生植物検疫措置を現行の高水準で維持。</li> <li>○国境での事業者の負担を軽減のため、特定分野で同等性評価への取決めに合意することも可能。</li> </ul>
通関・貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○英EU間の取引を円滑化し、かつ双方の関税当局がそれぞれの規制、安全保障、財政に関する利益を保全し得る、全物品を対象とする通関手続きの取決めを導入。</li> </ul>
越境サービス貿易と投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存のFTAを基盤に、越境サービスの提供と投資に関する障壁を最小化する措置を導入。</li> <li>○専門職や事業サービス等の主要関心分野では、既存のFTA以上の取決めを設けることも可能。</li> <li>○直近の事例をもとに、デジタル貿易に寄与するような方策を導入。</li> </ul>
FTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>○英国民がEUに、EU市民が英国に、サービス提供のための短期出張を行えるよう、個人の一時入国・滞在に関する取決めを導入。ただし、英国が将来導入するポイント制移民管理制度には影響しない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス貿易における不要な障壁削減、実務手続き簡素化、制度面での協力に関する取決め導入。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制面での協力を基に、英EUの資格に関する相互承認のための取決めを導入。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金融の安定性を保証、事業者と当局双方に確実性を提供、市場アクセスと公正な競争に関する義務を履行することで、金融事業者に予見可能で透明性のある良好な事業環境を提供。</li> <li>○当該分野での双方の深い関係を踏まえ、EUとの間で規制・監督に関する協力の実施と同等性評価の計画的な撤回に関する取り決めを導入。</li> </ul>
道路交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○双方の道路陸運事業者の英国とEUをまたぐサービスのため、国際協定等に基づく取決めを導入。</li> </ul>
競争政策、補助金、環境・気候、労働、税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的なFTAに慣例的に含まれる内容を超える取決めには合意しない。</li> <li>○双方が、これらの分野で高水準の規制を維持し、国際的義務を履行し、貿易を歪めるためこれら分野の規制を悪用しないことに同意する。</li> </ul>
漁業に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○英国は2020年末をもって独立した沿岸国に。あらゆる協定はこの現実に即したものでなければならない。</li> <li>○ノルウェー、アイスランド等と同様、EUと、英國の水域と漁業機会へのアクセスに関する交渉を毎年実施。</li> <li>○漁業関連の協力メカニズムについても検討。</li> </ul>
域内治安協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刑事案件に関する法執行と司法協力の枠組みを規定する実際的な合意を締結。</li> <li>○合意の詳細は、EU司法裁判所とEU法体系が英国の法的主権を制約するものであってはならない。</li> </ul>

# 6 | EUの交渉方針

■ 欧州委員会が2月3日にEU理事会に、新たなパートナーシップ関係構築のための協議開始の決定を求める勧告を採択

分野	将来協定で規定することを目指す内容
物品貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公平な競争条件が確保される限り英EU間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。</li> <li>○EUの利益を考慮した、適切な原産地規則を導入。</li> <li>○WTO協定に基づく反ダンピング、セーフガード措置を導入。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通関手続き、監督、管理の最適化を目指すとともに、円滑化に資する取り決めや最新技術を活用し公正な貿易を促進。</li> <li>○WTO貿易円滑化協定に基づき、通関手続きや運用に関する透明性、効率性、無差別性を規定。</li> <li>○AEOの相互承認など、検査、手続きの円滑化。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両者の規制の自律性を担保したうえで、透明かつ効率的で、不要な障害の回避を推進するような規制の導入。</li> <li>○基準、技術規則、適合性評価、認定、ラベルなどのTBTについては、国際基準、両者の慣行に基づき、検査や証明要件を簡素化。</li> <li>○SPSはWTO協定に基づき、人、動物、植物の健康を保護しながら、両市場へのアクセスを促進するものに。EU機能条約（TFEU）に規定される予防原則の尊重。</li> </ul>
サービス・投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資先国の規制に基づく市場アクセスと内国民待遇を規定。</li> <li>○自然人の商用目的の入国、一時的な滞在を許可。ただし、各国が国内法、規制、要件を適用することは妨げない。既存のEUの労働条件、労働者の権利に関する法制は維持。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両者の規制の自律性を担保したうえで、透明かつ効率的で、不要な障害の回避を推進するような規制の導入。</li> <li>○EUにおける慣行や既存のFTAに含まれる規制を含む、国内規制に関する規律を導入。</li> <li>○国内の当局による規制職種の資格の承認条件に関する枠組みを導入。</li> </ul>
金融サービスにおける協調	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両者の規制・意思決定の自律性、同等性評価に関する決定を行う権限を尊重しながらも、金融の安定性、市場の健全性、投資・消費者の保護、公平な競争を保全するという両者の取り組みを再確認。</li> <li>○EUの規制・監督の自律性を担保。透明性と協力の安定性を確保。</li> </ul>
デジタル貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル貿易の促進、不公正な障害への対処、企業、消費者にとってオープンかつ安全で信頼に足るオンライン環境を確保。</li> </ul>
資本移動、決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取引に伴う資本移動、決済を自由化。</li> </ul>
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WTO協定を超える、イノベーション、創造性、経済活動を刺激するような知的財産権の保護、執行を規定。</li> <li>○地理的表示については既存の表示の保護に加え、将来にわたって同等の保護を行う。</li> </ul>
モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ビザなしの移動や短期滞在は無差別性、相互性に基づく。</li> <li>○将来の人の移動を考慮した社会保障協力への対応。</li> </ul>
漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の相互アクセス条件、割当シェア、従来のEU漁船の活動に基づき、英EU漁船の相互の水域へのアクセスの維持、双方の合意でのみ調整可能な安定的な割当分配を実施。</li> </ul>
公平な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両者の経済的結びつきを踏まえ、EU水準、国際水準に基づき、国家補助、競争、基準、国有企業、社会・労働基準、環境基準、気候変動における高水準の規制を維持。両者はこの水準をさらに高めていくことを約束。</li> </ul>
司法・警察協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相互性の確保、EUの意思決定の自律性、法制度の完全性の保全。</li> <li>○英国が欧州人権条約を順守することが条件。また、協力の水準は英国の個人データ保護の水準に基づく。英国が条件を満たせばEU側は十分性認定に向け取り組む。</li> </ul>

# 6 | EUの交渉指令（マンデート）の概要

- I. 背景
- II. 目的及び想定されるパートナーシップの範囲
- III. 想定されるパートナーシップの内容**
- IV. 地理的範囲
- V. 言語
- VI. 交渉実施のための手続き措置

## パート1：総則 (Initial provisions)

### 一般原則

1. 協力のための基盤
2. 共有された利益分野

## パート2. 経済分野

1. 目的及び原則
2. 物品（自由貿易圏、税関協力及び貿易円滑化、規制）
3. サービス及び投資（市場アクセス及び非差別、規制）
4. 金融サービスにおける協力
5. デジタル貿易
6. 資本の移動および支払い
7. 知的財産
8. 公共調達
9. モビリティ（人の移動）
10. 運輸（航空、道路輸送、鉄道輸送、海運）
11. エネルギー及び原材料
12. 漁業
13. 中小企業
14. グローバルな協力
15. 公平な競争環境及び持続可能性  
(競争、国営企業、課税、労働、環境、気候変動等)
16. 一般的例外

## パート3 防衛分野

1. 目的及び原則
2. 犯罪事件に関する法の施行及び司法協力
3. 外交政策、安全保障及び防衛
4. テーマ別協力（サイバーセキュリティ、不法移民、健康安全）

## パート4. 制度的措置その他の措置（対話、運営、監督、解釈、紛争解決、例外、セーフガード等）

## 6 | 英国・EUの交渉姿勢（交渉方針の比較）

	英國	EU
全体交渉方針 (通商交渉の位置づけ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通商関係は包括的な自由貿易協定（FTA）を通して規定する。</li> <li>FTAで規定されない漁業、航空、エネルギーなどの分野については、分野毎に個別の協定を締結する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通商関係を含む全ての分野を並行して交渉し、<u>交渉結果を包括的なパートナーシップ協定により規定する。</u></li> </ul>
<b>物品貿易</b>		
関税・数量制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての品目につき、関税と数量制限を撤廃する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての品目につき、関税と数量制限を撤廃する。ただし<u>公平な競争水準が確保されることを条件とする。</u></li> </ul>
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU・EPAなど近年EUが締結したFTAを参考に原産地規則を規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUの標準的な原産地規則に基づいて、規定する。</li> </ul>
貿易の技術的障害（TBT）	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOのTBT協定をベースに、近年EUが締結したFTAと並ぶ形で、より高度なルールを規定する。</li> <li>双方で互いの技術規則の同等性を承認する枠組みを確立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOのTBT協定をベースに、より高度なルールを規定する。</li> <li>また双方のTBT措置に対し懸念を表明する仕組みやTBT措置に関する情報発信をする仕組みを設ける。</li> </ul>
衛生植物検疫措置（SPS）	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOのSPS協定をベースに、近年EUが締結したFTAと並ぶ形で、より高度なルールを規定する。</li> <li>双方のSPS措置についても同等性を承認する枠組みを確立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOのSPS協定をベースに、より高度なルールを規定する。</li> <li>EU機能条約で定められる予防原則についても尊重を求める。</li> </ul>
通関・貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関に係る事務負担の削減のため、WTOの貿易円滑化協定をベースに、透明性・効率性・無差別原則などを定める規定を設ける。また申告の効率化・簡素化に向けた協力についても規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOの貿易円滑化協定をベースに、透明性・効率性・無差別原則などを定める包括的な通關・貿易円滑化規定を設ける。</li> </ul>
<b>サービス</b>		
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の分野において、無差別原則や商業拠点の設置要求の禁止を規定する。</li> <li>最惠国待遇条項を設け、双方の市場開放度が常に更新されるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のEUのFTAを考慮しながら、WTOの水準を超える自由化を目指す。</li> <li>多数の分野において、実質的にすべての差別的措置の撤廃を目指す。他方、例外や制限についても適切に設ける。</li> </ul>
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制協力に向けて、適切な協議を行う。また<u>同等性認証の撤回は定められた手続きに従う。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国の金融ライセンスに関する同等性の評価は、EUの一方的な判断により決定される。</li> </ul>
職業資格の認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業資格要件がサービス提供の妨げにならないよう、職業資格の相互認証を導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>双方の国内関連当局が職業資格の相互認証を行うため、交渉枠組みを設ける。</li> </ul>

(注) 下線部は特に交渉方針の違いが見られるところを示す。

(出所) 英国、EUが発表した交渉ガイドラインよりジェトロ作成。

## 6 | 英国・EU間の将来協定交渉の争点

- 英国・EUの交渉において「公平な競争条件」、「漁業」、「ガバナンス」が主要な争点に
- 「公平な競争条件」、「漁業」では移行期間終了後も現状を維持したいEU側と、EUから主権を取り戻したい英国の間で溝

### 英國

#### 公平な競争条件

- ・包括的なFTAに慣例的に含まれる内容を超える取決めには合意せず。

#### 漁業

- ・独立した沿岸国という現実に即したものに。
- ・毎年、割当、アクセスにつき交渉。
- ・割当基準の変更。
- ・英国水域にアクセスするEU漁船は英國の規制に従う。

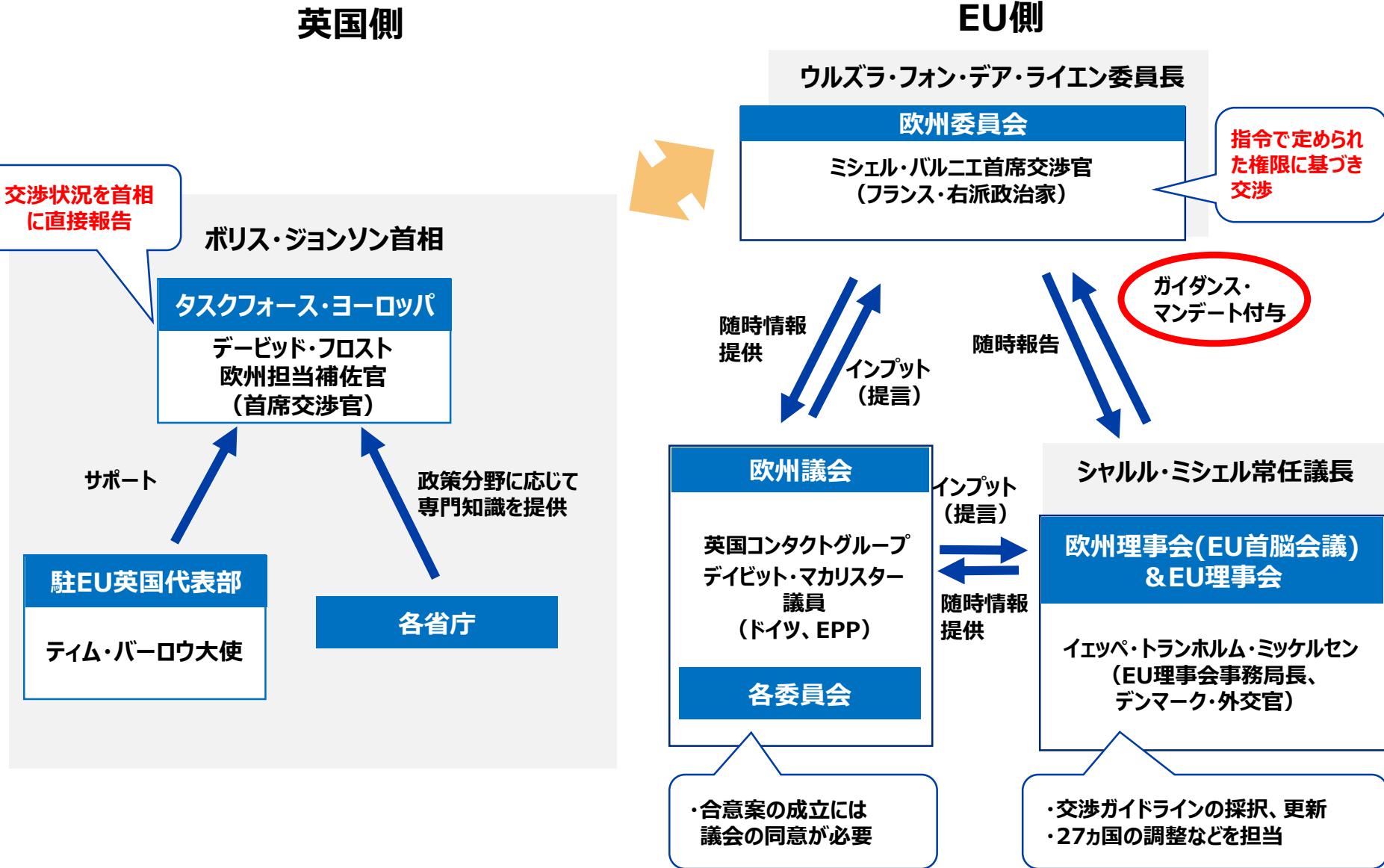
#### ガバナンス

- ・従来のFTA、国際協定に含まれる内容で分野ごとのガバナンス枠組み導入。

### EU

- ・国家補助、競争、国有企業、社会・労働、環境基準、気候変動等の分野で英EU共通の高水準の規制を維持。
- ・紛争解決メカニズムも導入。
- ・既存の条件に基づく。
- ・EU漁船と英國漁船が相互の水域にアクセス可能に。
- ・双方の合意でのみ調整可能な安定的な割当分配を実施。
- ・長期的な管理戦略に基づき単年・複数年の漁獲可能量を設定。
- ・経済、治安維持協力の全ての分野をカバーするガバナンス枠組み導入。

# 6 | 今後の英国・EUの将来関係に関する交渉の体制



## 6 | 英国・EUの将来関係に関する交渉の進め方

### 英EU将来関係交渉における交渉グループ（分科会）

番号	分科会の名称
1	物品貿易
2	サービス貿易、投資、その他の事項
3	公正な競争のためのレベルプレイング フィールド
4	運輸
5	エネルギー、民間原子力協力
6	漁業
7	移動、社会保障協調
8	刑事事件に係る法の執行と司法協力
9	主題別協力
10	EUプログラムへの参画
11	水平的協調、ガバナンス

(注) 英EU双方の合意により、分科会の統合、分割、新規設置などもあり得る。

### これまでの英EU将来関係交渉の日程

	開始日	終了日	開催地
第1ラウンド	3月 2日(月)	3月 5日(木)	ブリュッセル
第2ラウンド	4月20日(月)	4月24日(金)	オンライン
第3ラウンド	5月11日(月)	5月15日(金)	オンライン
第4ラウンド	6月 2日(火)	6月 5日(金)	オンライン
第5ラウンド	6月29日(月)	7月 2日(木)	ブリュッセル
第6ラウンド	7月20日(月)	7月23日(木)	ロンドン
第7ラウンド	8月18日(火)	8月21日(金)	ブリュッセル
第8ラウンド	9月 8日(火)	9月10日(木)	ロンドン
第9ラウンド	9月29日(火)	10月 2日(金)	ブリュッセル
再開後交渉①	10月22日(木)	10月28日(水)	ロンドン
再開後交渉②	10月30日(金)	11月 5日(木)	ブリュッセル
再開後交渉③	11月 9日(月)	11月15日(日) ?	ロンドン
再開後交渉④	11月16日(月)	11月19日(木) ?	ブリュッセル

EU側交渉指令の対象範囲のうち「外交政策、安全保障、防衛における協力」は、英國政府の提案により交渉グループに含めないこととなった。

## 6 | 英国・EU間の交渉第2ラウンド (4/20~24)

- 第2ラウンドで英EU間の溝が明確に
- EU側は「一部の交渉分野でしか進展を達成できなかった」と総括
- 英国側も「EUとの溝を埋めるのに限られた進展にとどまった」とした

		英國	EU
公正な競争条件		EU側が条件を課すことを主張する限り進展なし。	不当な比較優位関係の発生を防止する必要。
将来関係のガバナンス			英国が想定する複数の協定でのガバナンス管理は、重複や非効率性、透明性の欠如、といった問題が発生。
漁業		英国が2020年末には自国水域の管理権を有することが交渉進展の条件。	英国側がテキスト案提示せず進展なし。
その他		モノの貿易： EU側の提案は近年のEUの域外との協定内容との比較でも見劣る。 関税なし、割当なしの実用的な価値を大幅に引き下げる。	司法・警察協力： 特にデータ保護につき、英国の立場は「既存の制度から逸脱し、保護の水準を低下させるもの」と評価。

## 6 | 英国・EU間の交渉：前提となる双方の主張

**EU** (5月15日、交渉第3ラウンド終了後のバルニ EU首席交渉官声明)

- 例外品目のない貿易自由化は、EUとの自由貿易協定（FTA）でも達成できていないものの、  
**特別な関係にある英国との貿易協定はカナダや日本、韓国といった第三国とのFTAの「コピー・ペースト」であるべきではない。**
- 英国はEUが提示する条件の緩和を求め、例外のない貿易自由化の追求を放棄することも示唆したが、**例外品目を認めれば日本やカナダとのFTA交渉のように何年も複雑な交渉を重ねる必要が生じ**、移行期間の延長なしには合意は不可能。
- 幅広いパートナーシップの実現には、個人データ保護などを含むあらゆる課題で並行的に解決策を見いだす必要があり、**英國は課題を取り捨選択して単一市場の「良いとこ取り」を目指すのではなく**、現実的にならなければならない。

**英國** (5月19日、フロスト英国首席交渉官からバルニ EU首席交渉官宛ての書簡)

- 英国の協定案は**EUと第三国との既存の協定を土台にしているにもかかわらず、EUが不均衡で前例のない条項を追加しようとする**のは理解しがたい。
- EUが新たな条項を押し付けようとするだけでなく、**既存のFTAや個別協定に盛り込まれている条項（EUがカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、米国と締結している適合性評価の相互認証など）を再現するのを拒んでいる**のは驚き。
- EU側協定案に含まれる「公正な競争条件（Level Playing Field）」をめぐる条項は、  
**EUルールへの一方的追隨を義務付けるもので、そのような協定に署名する民主国家など存在しない**ことをEUは理解する必要がある。

## 6 | 英国・EU間の交渉第9ラウンド (9/29~10/2@ブリュッセル)

- EU側、英国側共に建設的な議論が行われたと評価

### 英国

- 相違はあるものの、**モノ・サービス貿易、輸送、エネルギー、社会保障、EUプログラムへの参加**などの分野で合意の概観は見えてきた。
- 法の執行についても進歩がみられた。
- 国家補助金含む**公平な競争条件、漁業**については相違が残る。

### EU

- 収束がみられた分野：  
**物品、サービスの貿易、投資、民間原子力協力、EUプログラムへの英国の参加。**
- 新たな進展があった分野：航空安全、社会保障協力、司法・警察協力。
- 遅れている分野：個人データの保護、気候変動、カーボン・プライシング。
- 重大な相違がある分野：**公平な競争条件、紛争解決などのガバナンス、漁業。**

## 6 | ジョンソン首相の声明

- ジョンソン首相は9月7日、EUとの将来関係交渉について声明を発表



©Foreign and Commonwealth Office

- EUとの交渉は最終局面。
- 2020年末までに施行するならば、  
**10月15日**までに協定を妥結する必要。
- それまでに合意できなければ**FTAは成立しない。**
- 両者の関係は「**オーストラリア型**  
=WTOルールに基づく関係に
- 航空・陸上輸送や科学協力など実務的に  
重要な事案は現実的な対応協議も可。

(出所) 英国政府資料より作成

## 6 | フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の声明

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は10月3日、将来関係交渉の進捗状況につき会談



©Foreign and Commonwealth Office



©European Commission

- EU・英国の将来の戦略的パートナーシップの強力な基礎となる合意を見出す重要性を確認。
- **漁業、公平な競争条件、ガバナンス以外にも大きな相違がある分野がある。** そうした相違を克服すべく、インテンシブに取り組むよう、各首席交渉官に対し指示。

(出所) 欧州委員会

## 6 | 欧州理事会での協議（10月15日～16日）

- 欧州理事会は10月15日、16日の会合で協議
- 欧州理事会は交渉を継続するようバルニエ代表に指示



©European Union

- 英国との合意は「いかなる代償を払ってでも」というわけではない。
- 「公平な競争条件」、「漁業」、「ガバナンス」で進展が見られない。



©European Commission

- 合意の達成には英國が行動をとる必要。
- EU全加盟国は合意なしの移行期間終了への備えを。

## 6 | ジョンソン首相の声明@10月16日

- ジョンソン首相は欧州理事会での協議を踏まえ、声明を発表
- 英EUFTA不成立への備えを呼びかける一方、打ち切りは明言せず



©Foreign and Commonwealth Office

- 欧州理事会は**カナダ型**の協定を明確に否定。
- 英国は移行期間終了後、（EUとFTAを締結していない）**オーストラリア型**の取り決めになることに備える必要。
- **社会保障、航空、原子力協力**などの分野は実務的な対応を協議。

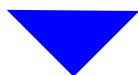
(出所) 英国政府

# 6 | バルニエ代表の欧州議会演説@10月21日

- バルニエ代表は10月21日、欧州議会で演説
- 双方の譲歩を前提に集中的に交渉する必要性を指摘

## 背景：フロスト首席交渉官の英国議会の委員会（10月7日）での発言

- ・ 公平な競争条件：政府補助金で他のFTAより踏み込んだ規定を設ける準備。
- ・ 紛争解決メカニズム：英国にも利点。



©European Commission

- ・ 建設的かつ歩み寄りの精神で、  
**条文案に基づき**協議を進めれば、合意可能。
- ・ EUの交渉原則は英国の主権と**両立可能**。
- ・ FTA：
  - 関税なし、割当なしのFTAは前例がなく、**英国がカナダとのFTAを例示するのは筋違い**。
  - 不当な競争が生じた際の**一方的措置発動**なども盛り込む必要。
- ・ 漁業：  
双方の漁業者にとって持続的で公正、公平な解決策なくして経済協定は成立せず。

## 6 | 欧州理事会後の交渉

- フロスト首席交渉官とバルニエ代表は10月21日に電話協議
- 10月22日より交渉を再開することで合意
- 10項目の基本原則に基づき協議

### 10項目の基本原則

- ①すべての交渉項目を**集中的に**協議。
- ②双方の**協定文案に基づいて**交渉を実施。
- ③交渉官は可能な限り早急に双方の協定文を確認、相違点を特定。
- ④双方の高官、法律家からなる共同事務局を立ち上げ。
- ⑤協定文案に関するプロセスと同時に、現在未解決の項目の協議を実施。
- ⑥各項目の方針や、センシティブな事項を扱うため、  
双方の首席/副首席交渉官による、人数を制限しての協議を実施。
- ⑦最終的な全体合意まで、個別の分科会では合意はなされない。
- ⑧再開後の最初の交渉予定は**10月22日～25日**。
- ⑨その後は**ロンドン、ブリュッセル、テレビ会議などで交渉を実施**。
- ⑩交渉の会場や動きについては新型コロナウイルスの状況に留意。

## 6 | フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の協議

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は11月7日、交渉の進捗状況につき電話協議



©Foreign and Commonwealth Office



©European Commission

- **直近の協議では進展がみられるが、漁業、公平な競争条件含め、依然大きな相違がある分野がある。**
- 合意を目指し、11月9日以降も協議を継続。

(出所) 欧州委員会

## 6 | 欧州理事会（EU首脳会議）後の交渉

- 大まかな条文案はできるも、引き続き公平な競争条件、漁業、ガバナンスが課題か

バルニエ代表のコメント（11月9日）

### 合意の3つのカギ

1. 効果的なガバナンスと履行メカニズムに基づき、EUの自律性と英国の主権を尊重
2. 高い共通水準に基づく水準に基づく自由で公正な貿易と競争の保証
3. 双方の利益となる、市場・漁獲機会への安定的かつ相互アクセス

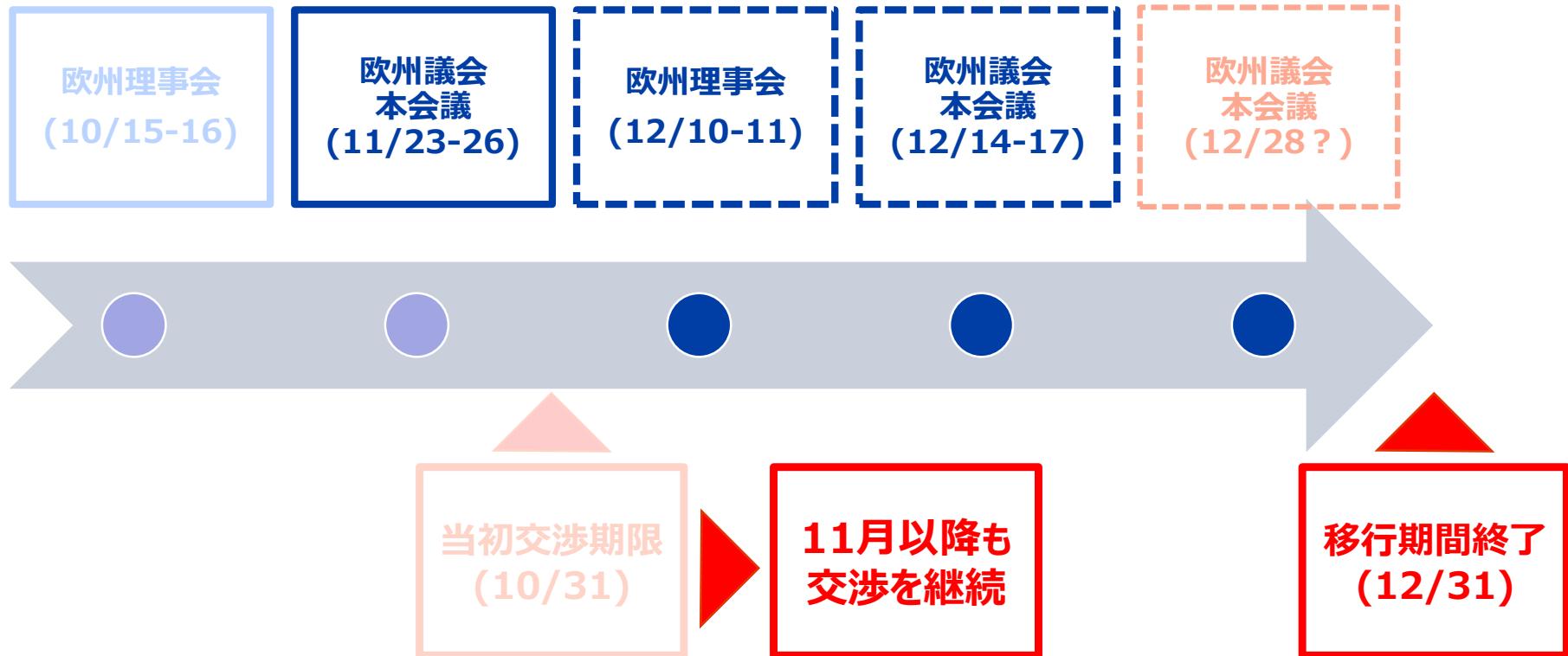
フロスト首席交渉官のコメント（11月15日）

- 英国の主権と両立し、法、貿易、水域のコントロールを取り戻すものであること。
- 直近は良い方向に進展がみられている。大まかな条文案も共有。
- ただし、**重要事項については合意がなされていない。**
- いかなる結果でも、**企業は2020年末に起こる変化に備えることが必要。**

## 6 | EU側の批准に向けたスケジュール

- 移行期間が終了する2021年1月1日にEU・英国間の将来協定発効を間に合わせるには、2020年10月末までの合意が必要とEU側は当初より指摘
- 合意は、欧州議会での承認（同意）を経て、EU理事会で採択される必要

### 移行期間終了までのEUの主要会議日程



(出所) 欧州理事会、欧州議会、各種報道よりジェトロ作成。

# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部欧州ロシアCIS課

田中 晋



03-3582-5569



ORD@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。